



2020年10月9日

各 位

会 社 名	J ト ラ ス ト 株 式 会 社
代表者の役職名	代表取締役社長 江 口 讓 二
(コード番号	8 5 0 8)
(上場取引所	東京証券取引所 市場第2部)
問い合わせ先	執 行 役 員 常 陸 泰 司
電 話 番 号	0 3 - 4 3 3 0 - 9 1 0 0

(開示事項の経過) 当社のGroup Lease PCLに対する現状の認識について

当社は、Group Lease PCL（以下、「GL」といいます。）に関連して、当社の認識と今後の予想される方向性につきまして、これまでお知らせしてきているところですが、前回のお知らせ以降の状況につきまして、以下のとおりお知らせいたします。

記

当社は、2020年9月18日付「(開示事項の経過) 当社のGroup Lease PCLに対する現状の認識について」において、GLが、タイ証券取引所を通じて、GLがタイの裁判所に当社及び他3被告に対する民事訴訟を提起したとの開示を行った旨をお知らせしておりました。当社にタイの裁判所からの召喚状及び訴状の写しが送付されてまいりましたが、日本の民事訴訟法に則った適法な送達はなされておられません。送付されてきた文書によれば、概要は以下のとおりであります。

1. 本件訴訟の内容

(1) 裁判所 タイ民事裁判所

(2) 訴訟が提起された日 2020年9月11日（訴状記載の日付）

当社は、本件訴訟に関して実際に訴訟の提起がなされたものであるか現地弁護士を通じて確認を行ってまいりましたところ、現地弁護士より、タイにおいて訴訟の提起がなされているものであるとの旨の連絡を受けましたことから、本件をお知らせするものであります。

(3) 原因 GLは、当社及び他の被告が、GL及びその完全子会社である Group Lease Holdings Pte Ltd に対する法的手続きを行うことによりGLに対して共同して不法行為を行ったと主張しております。

2. 当該訴訟を提起した者の概要

(1)	名称	Group Lease Public Company Limited
(2)	所在地	タイ王国バンコク都
(3)	代表者の役職・氏名	Authorised Director 此下竜矢 Authorised Director 田代宗雄 Authorised Director Alain Jean Pascal Dufes

3. 訴訟の内容及び請求金額

(1) 請求の内容

当社及び他の被告に対して、不法行為を止めるよう求めるとのことです。

(2) 訴訟の目的の価額

法的手続きの結果、9,130 百万タイバーツ（約 304 億円）の損害を被ったとして、その賠償を求めるとのことであるようです

※ 日本円の換算は、2020 年 9 月 30 日のレートに基づきます（1 タイバーツ=3.34 円）。

今後、更なる進展があり次第、改めて開示させていただく予定です。

以 上